

平成27年度 八代市保育所利用者負担額(保育料)表

(単位:円)

階層区分	定義	3歳未満児(月額)		3歳以上児(月額)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0
非市 課民 税世 帯	第2-1 市民税非課税世帯 (母子・父子・障害者等の世帯)	0	0	0	0
	第2-2 市民税非課税世帯 (第1階層及び第2-1階層を除く)	6,000	6,000	4,000	4,000
市 民 税 課 税 世 帯	第3-1 市民税均等割のみ課税世帯	12,000	11,800	10,000	9,800
	第3-2 48,600円未満	13,000	12,800	11,000	10,800
	第4-1 48,600円以上 72,800円未満	19,000	18,700	17,000	16,700
	第4-2 72,800円以上 97,000円未満	22,000	21,600	20,000	19,700
	第5-1 97,000円以上 133,000円未満	28,000	27,500	25,000	24,600
	第5-2 133,000円以上 169,000円未満	31,000	30,500	27,500	27,000
	第6-1 169,000円以上 235,000円未満	35,000	34,400	30,000	29,500
	第6-2 235,000円以上 301,000円未満	36,000	35,400	30,000	29,500
	第7-1 301,000円以上 349,000円未満	38,000	37,400	32,000	31,500
	第7-2 349,000円以上 397,000円未満	40,000	39,300	32,000	31,500
第8 397,000円以上	43,000	42,300	34,000	33,400	

平成27年度 八代市保育所利用者負担額(保育料)について

八代市の保育所利用者負担額(保育料)を左記のとおり決定し、平成27年4月1日より適用します。

子どもの保育に必要な経費は、児童福祉法により国・県・市および保護者が負担する利用者負担額(保育料)によって賄われています。

平成27年度八代市保育所利用者負担額(保育料)は、国の徴収金基準額表の区分に基づき、徴収金額を軽減して設定いたしました。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【留意事項】

- (1) 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所に入所している場合、または同一世帯の兄弟が幼稚園や認定こども園に入園している場合の保育所保育料の軽減

①最も年齢の高い児童	軽減なし
②2番目に年齢の高い児童	半額軽減
①及び②以外の児童	全額軽減(無料)

- (2) 生計を同一にする児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども)が3人以上で、かつ、第3子以降は無料になります。

- (3) 階層区分の認定は、4～8月までは、入所児童と同居している父母および家計の主宰者の平成25年中の収入に係る市民税の課税状況(課税世帯の場合は、所得割額の合計額で算定)に応じて階層を認定し、9月から3月までは、平成26年中の収入に応じて、同じく、階層を認定します。

なお、年度途中において課税内容や世帯構成に変更があった場合は、届出が必要です。

(課税内容の変更や世帯構成の変更があった場合は、その事実が分かった日の属する月の翌月から変更となります。)

- (4) 年齢区分(3歳未満、3歳以上)は、4月1日現在の満年齢で決定します。

【保育所に関するお問い合わせ】

〒866-8601

八代市松江城町1番25号

八代市福祉事務所 子ども未来課 保育係 TEL 0965-33-8721(直通)